

田町駅東口地区（B街区・D街区）の街づくりについて

1 計画地の位置・地区の概要

本地区は、芝浦・港南地域の「玄関口」としてJR田町駅・都営地下鉄三田駅に近接し、国内外や都心拠点への交通利便性が高い地区であるとともに、運河に面した立地特性を有しています。一方、後背地の土地利用転換の進行に伴う田町駅の交通結節機能の強化やJR線東西方向のアクセス性の更なる強化、災害発生時の混雑や混乱の緩和に寄与する、駅周辺の滞留スペースの確保や帰宅困難者の受け入れ場所の不足などが課題となっています。

このような背景を踏まえ、駅東西と周辺市街地へのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成、交通結節機能の強化や新芝運河とまちに開かれた水辺のにぎわいを形成します。また、駅前地区にふさわしいみどり豊かな広場空間の創出や建物の総合的な環境性能の向上等による環境負荷低減及び防災機能の強化とともに、公共施設や周辺イノベーション施設との連携による産官学連携拠点の形成により、土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を図り、国際性豊かなにぎわいある複合市街地を形成します。

2 施設建築物の概要（予定）

地区	計画地(B街区)	計画地(D街区)
都市計画手法	都市再生特別地区 再開発等促進区を定める地区計画	地区計画
計画容積率	約1,150%	約400%
敷地面積	約22,400㎡	約540㎡
延床面積	約289,000㎡	約2,200㎡
主要用途	事務所、大学施設、産学連携施設、 ホテル、店舗、保育所等	大学施設、店舗等
階数/高さ	地上39階、地下2階 / 高さ約179m	地上7階 / 高さ約34m

4 まちづくりの目標と取組方針

方針Ⅰ：イノベーション・エコシステムの形成に資する都市機能の導入

- ① 大学発スタートアップ支援のためのインキュベーション施設の整備及び支援体制の構築

方針Ⅱ：駅まち一体の都市基盤の構築

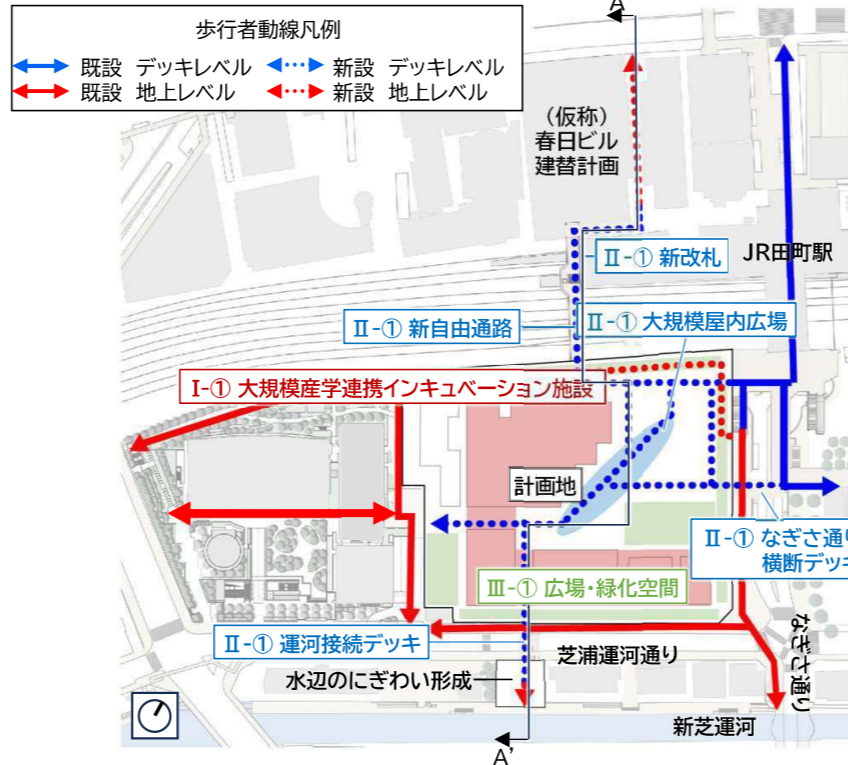
- ① まちの東西や周辺市街地、運河をつなぐ駅周辺の歩行者ネットワーク整備
- ② 道路交通環境の改善と駅前交通結節機能の強化

方針Ⅲ：環境への取組と防災対応力強化

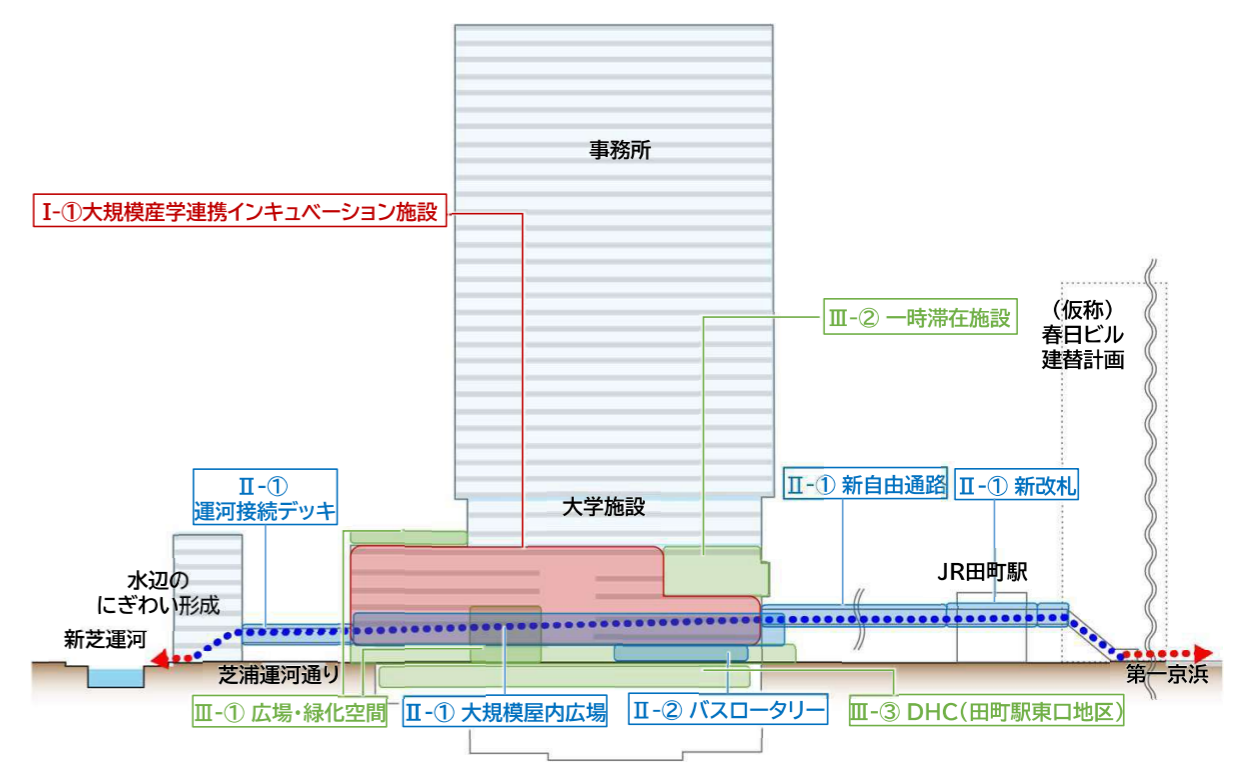
- ① まちに開かれたにぎわい、交流や憩いを促す多様な緑化・広場空間の創出
- ② 地域を支える防災対応力強化に向けた取組
- ③ 環境負荷低減に向けた取組

5 整備イメージ

■平面イメージ



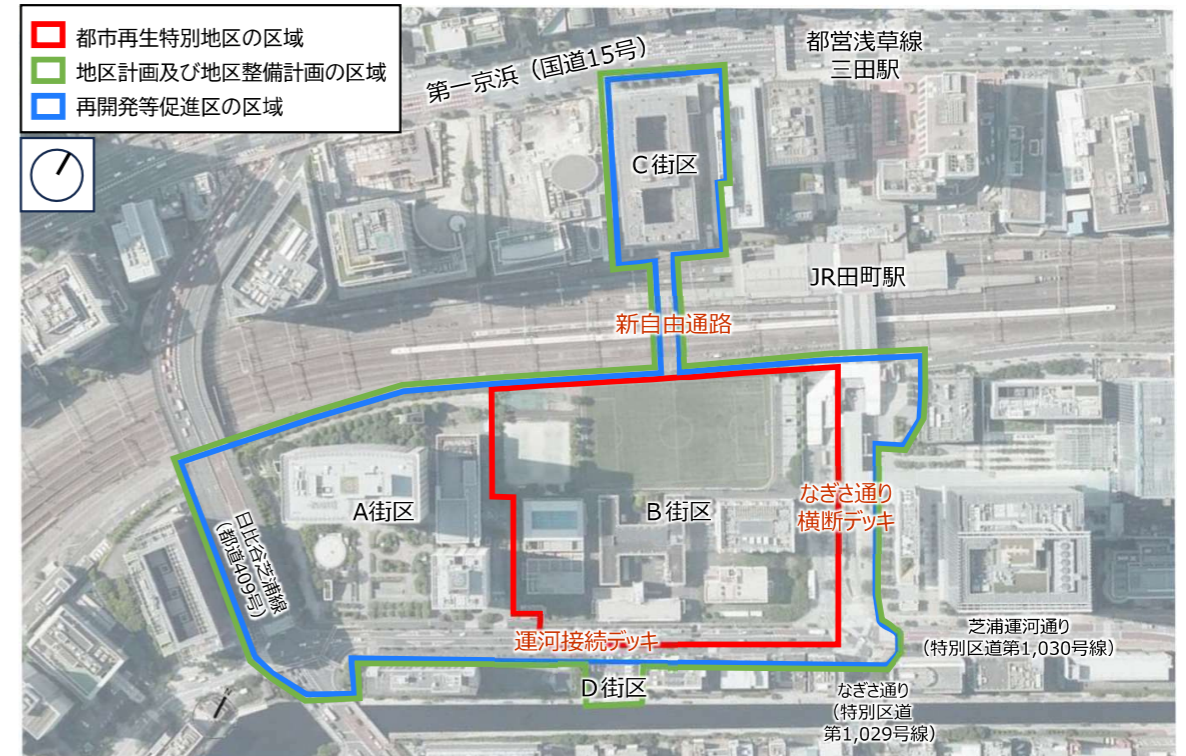
■A-A' 断面イメージ



3 これまでの主な経緯と今後のスケジュール（予定）

平成4（1992）年度	田町駅東口地区地区計画都市計画決定
令和7（2025）年度	区域計画の認定（都市再生特別地区・再開発等促進区を定める地区計画）
令和9（2027）年度	計画地（B街区・D街区） 建築着工
令和13（2031）年度	計画建物（B街区・D街区） 供用開始（第1期）
令和15（2033）年度	全体しゅん工（第2期）

■位置図



出典：国土地理院 地図・空中写真閲覧サービス (<https://service.gsi.go.jp/map-photos/app/>) を加工して作成

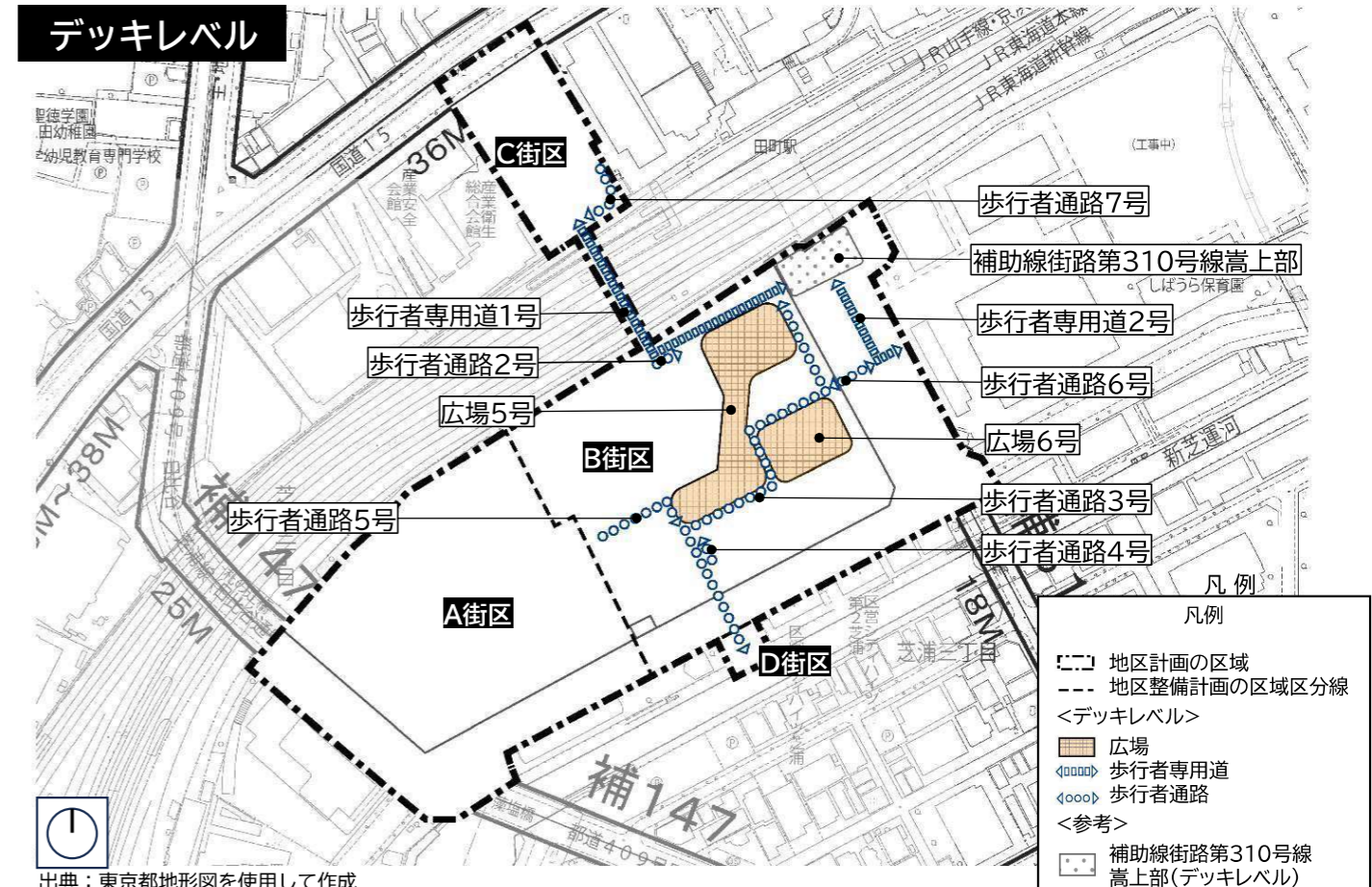
田町駅東口地区（B街区・D街区）の街づくりについて

■地区施設等の配置

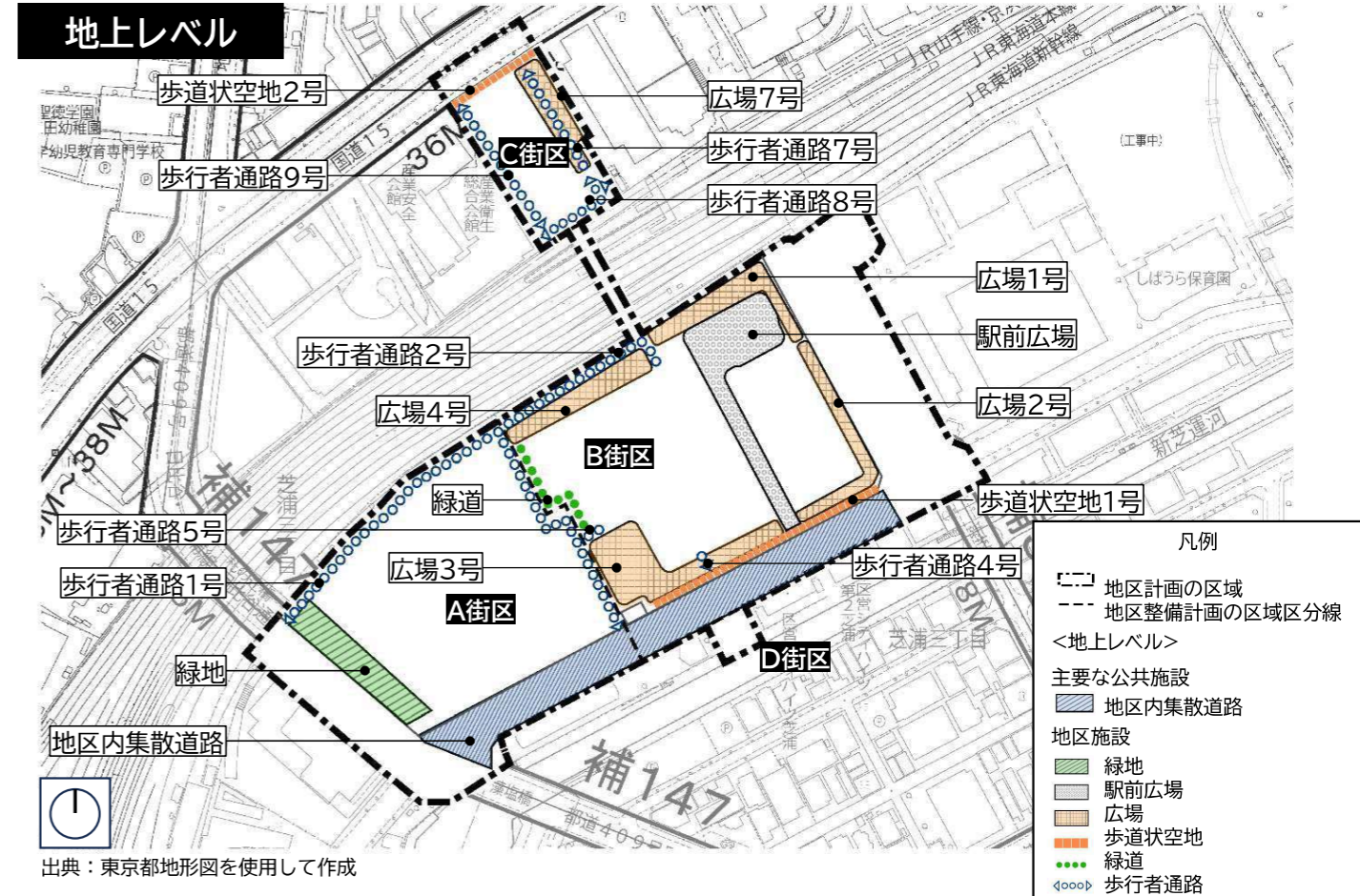
■ : 今回新規決定/変更

区分	種類	名称	規模	備考
主要な公共施設	道路	地区内集散道路	幅員 20m 延長約300m	既設(一部拡幅)
		歩行者専用道1号	幅員 6m 延長約155m	新設(デッキレベル。階段、昇降施設含む。)
地区施設	道路	歩行者専用道2号	幅員 8m 延長約 60m	新設(デッキレベル。階段、昇降施設含む。)
		歩行者通路1号	幅員 8m 延長約280m	新設(地上レベル。階段、昇降施設含む。)
	歩行者通路2号	幅員 4m 延長約135m	新設(地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。)	
	歩行者通路3号	幅員 3m 延長約270m	新設(デッキレベル。階段、昇降施設含む。)	
	歩行者通路4号	幅員 3m 延長約30m	新設(地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。)	
	歩行者通路5号	幅員 3m 延長約65m	新設(地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。)	
	歩行者通路6号	幅員 3m 延長約30m	新設(デッキレベル)	
	歩行者通路7号	幅員 4m 延長約105m	新設(地上・デッキレベル。階段、昇降施設含む。)	
	歩行者通路8号	幅員 7m 延長約55m	新設(地上レベル。植栽含む。)	
	歩行者通路9号	幅員 2m 延長約80m	新設(地上レベル)	
	その他の公共空地	広場1号	面積約1,440㎡	新設(地上レベル)
		広場2号	面積約1,140㎡	新設(地上レベル)
		広場3号	面積約1,800㎡	新設(地上レベル)
		広場4号	面積約1,000㎡	新設(地上レベル)
		広場5号	面積約3,700㎡	新設(デッキレベル)
		広場6号	面積約1,140㎡	新設(デッキレベル。階段、昇降施設含む。)
		広場7号	面積約770㎡	新設(地上レベル)
		駅前広場	面積約2,300㎡	新設(地上レベル)
		緑地	面積約1,450㎡	新設(地上レベル)
		緑道	幅員 2m 延長約80m	新設(地上レベル)
歩道状空地1号	幅員 2m 延長約140m	新設(地上レベル)		
歩道状空地2号	幅員 4m 延長約55m	新設(地上レベル)		

デッキレベル



地上レベル



日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則

- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一
- …(福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課…)
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

告示

- 都市計画の変更(二件)……………二
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課…)
- 国土調査としての指定……………二
- 都市計画の変更……………二
- …(都市整備局都市づくり政策部開発企画課…)
- 港湾施設の供用中止……………三
- …(港湾局港湾経営部経営課…)
- 告示(水)……………三
- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号(東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正……………三
- 東京都水道局調布サービスステーションの業務内容の変更……………三
- …(水道局…)

規則

- 東京都水道局府中サービスステーションの一部業務の所管区域の変更……………三
- 東京都水道局日野サービスステーションの業務内容の変更……………四
- 東京都水道局八王子サービスステーションの一部業務の所管区域の変更……………四
- 東京都水道局あきる野サービスステーションの業務内容の変更……………四
- 東京都水道局青梅サービスステーションの一部業務の所管区域の変更……………四

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この条において「健康診断等」という。)(が)に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、

「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表中

障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
児童又は幼児に対する健康診査	定期健康診断又は臨時の健康診断
児童又は幼児に対する健康診査	定期健康診断又は臨時の健康診断

に

この規則は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「幼児」の下に「第七条の表及び」を加える。

第七条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表にお

いて同じ。) (以下この条において「健康診断等」という。) が、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表中

障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	定期健康診断又は臨時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期健康診断又は臨時の健康診断
入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●東京都告示第千四百四十四号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年十一月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区計画
品川駅西口地 変更する区域
地区区計画
港区高輪三丁目地内
- 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

●東京都告示第千四百四十五号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年十一月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画地区計画の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域
東京都市計画地区区計画
田町駅東口地 追加する部分
港区芝浦三丁目及び芝五丁目各地
内
変更する部分

- 二 関係図書の縦覧 港区芝浦三丁目及び芝浦四丁目各
地内
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び港区役所

●東京都告示第千四百四十六号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定に基づき、次のとおり国土調査(地籍調査)として指定をしたので、同条第五項の規定により告示する。

令和七年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 国土調査指定年月日 令和七年十一月十九日
- 二 調査を行う者の名称 世田谷区
- 三 調査地域 世田谷区喜多見三丁目の一部
- 四 調査期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

●東京都告示第千四百四十七号

東京都国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第二十一条第一項の国家戦略都市計画建築物等整備事業を定めた同法第八条第一項の区域計画について、令和七年十一月二十八日付けで同法第九条第二項において準用する同法第八条第八項の規定による認定を受けたことにより、同法第二十一条第一項の規定に基づき東京都都市計画都市再生特別地区の変更がされたものとみなされたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供

東京都市計画地区計画の変更

都市計画品川駅西口地区地区計画を次のように変更する。

名 称	品川駅西口地区地区計画
位 置	港区高輪三丁目地内
面 積	約14.7ha
地区計画の目標	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺市街地との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を生かし高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊などの機能の充実、居住機能の導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成、環状第4号線の沿道における既存の歩行者の動きに配慮した南北方向のネットワーク機能の確保、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。さらに、「品川駅えきまちガイドライン」においては、品川駅を中心として、西側、北側及び東側の三つのまちの特性を生かしながら結びつきを強化していくことで、新たな文化・技術などの革新を創出し、国際交流拠点・品川として日本の成長をけん引していくことが品川駅えきまちコンセプトとして示されている。また、リニア中央新幹線や東海道新幹線、次世代モビリティ、在来線、バス・タクシー、都市高速鉄道第7号線分岐線品川駅等、多様で立体的な交通モード間をシームレスにつなぐことが示されている。あわせて、「品川駅えきまちガイドライン創造編2023」においては、国道上空デッキなどの新しい基盤や、新たなモビリティなどの最先端の交通などにより、品川駅周辺のまちをつなぎ、多様な交通モードをむすび、新たな交流をつくり出すことにより、時代を先取りする新たな価値をうみだし、世界・全国へ発信し続ける品川駅えきまちエリアの将来像が示されており、これらの計画との連携が求められる。</p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なまちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p> <p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」を基本として、地区中央における緑地・公園が一体となった憩いの場の形成や、駅や周辺市街地とのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p> <p>さらに、無電柱化等の減災対策や、広域避難場所としてのオープンスペースの充実、帰宅困難者一時滞在施設の整備、地区内の豊かな緑や地形、歴史的建造物の保全・継承、建築物の環境負荷低減、地域冷暖房の導入等により、防災都市・環境先進都市の実現に向けたまちづくりを推進する。</p>

公共施設等の整備の方針

- 1 道路等の整備方針
 - (1) 品川駅前の基盤整備と連携し、地域の交通結節機能を担う駅前広場を整備する。
 - (2) 放射第19号線未整備部分の整備を促進する。
 - (3) 歩行者、自転車及び自動車の交通環境を向上させるため、補助第14号線の未整備部分の拡幅整備等を行う。
 - (4) 放射第19号線から地区及び国道上空デッキへのアクセス路としての役割を担いつつ、駅前広場のバス交通や地区関連交通を適切に処理する地区内道路を整備する。
 - (5) 放射第19号線と国道上空デッキを接続するアクセス車路を整備する。
 - (6) 地区内道路とともに、緑地の連続性を損なうことなく地区関連交通を適切に処理する地区内車路を整備する。
 - (7) 地区内外をつなぐ歩行者ネットワークの結節点として、潤いとにぎわいのある街並みを創出する広場1号を整備する。

- 2 歩行者ネットワークの整備方針
 - (1) 周辺地域のつながりや回遊性の向上、災害時の安全性の確保に向けて、駅前広場や地区中央の緑地空間等を生かしつつ、沿道や地区内外をつなぐ歩いて楽しい歩行者ネットワークの形成を図る。
 - (2) 地区東西の高低差を考慮するとともに、国道15号・品川駅西口駅前広場事業と連携し、デッキレベルを基軸としたバリアフリーの歩行者ネットワークの形成を図る。
 - (3) 品川駅と高輪台駅周辺の地域のにぎわいや緑地空間をつなぎ、環状第4号線の緑の軸を駅前に引き込む、地区のシンボルとなる緑とにぎわいのシンボルロードとして、歩行者通路1号を整備する。
 - (4) 品川駅と環状第4号線北側との市街地のつながりを強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキと接続する歩行者通路2号を整備する。
 - (5) 品川駅と周辺市街地及び公園をつなぐ、円滑かつ利便性の高いデッキレベルの動線として、歩行者通路3号を整備する。
 - (6) 地区内外の回遊性を強化し、歩行者空間の充実を図るため、歩行者通路4号、5号、6号、7号、8号、9号及び11号を整備する。
 - (7) 地区西側から緑地1号へのアクセス性を高める、豊かな緑が連続する散策路として歩行者通路10号を整備する。
 - (8) 地区内外の回遊性を強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキ及び歩行者専用道路を整備する。
 - (9) 沿道の歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号、3号及び4号を整備する。

- 3 広場の整備方針
 - (1) 品川駅とのアクセス性を強化する歩行者ネットワークやにぎわいを形成するとともに、国道上空デッキへのアクセス機能を確保するため、広場2号を整備する。
 - (2) 品川駅と周辺市街地との分断を解消するため、国道上空デッキの整備に協力するとともに、国道上空デッキを介して品川駅からの人の流れを受け止める広場3号及び5号を整備する。
 - (3) 広場3号から緑地2号を連続的につなぐとともに、駅前ににぎわい形成に寄与する広場4号を整備する。

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>(4) 周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、住環境との調和に配慮した緑豊かな地域の憩いの場となる広場6号を整備する。</p> <p>(5) 広場5号と接続する重層的な広場空間を創出することで、品川駅から人の流れを受け止めるとともに、駅前のにぎわい形成に寄与する広場7号を整備する。</p> <p>(6) 広場1号と一体的な広場空間を創出することで、周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、防災性の向上や潤いとにぎわいのある街並み形成に寄与する広場8号を整備する。</p> <p>(7) 高輪森の公園と一体となったにぎわいや、既存の高低差を生かした立体的な緑化空間を形成するとともに、周辺市街地から緑地1号へのアクセス機能を担う広場9号を整備する。</p> <p>4 公園・緑地等の整備方針</p> <p>(1) 地区北側に隣接する高輪公園、地区内外に渡る既存の崖線・緑地、地区南側に位置する高輪森の公園等を生かした緑のネットワークの形成を図る。</p> <p>(2) 高輪森の公園を、南側に拡充することで、周辺からの視認性・アクセス性の向上を図るとともに、平場空間の拡大、重層的な公園空間の形成により、憩い・遊び場の充実、防災性の向上を図る。</p> <p>(3) 邸宅やホテルの庭園として継承してきた緑豊かな空間を、公園と一体となった緑地1号として再整備する。また、緑地内に現存する歴史的建造物は、来街者がまちの歴史を感じる地域資源として緑地と一体的に保全・活用を図る。</p> <p>(4) 高輪森の公園の平場を拡張することで、公園と連続したまとまりある緑地2号を整備する。</p> <p>(5) 崖の安全性向上や斜面緑地による良好な景観形成を図るため、緑地3-1号、3-2号及び緑地広場を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1 「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」や「品川駅西口地区まちづくり指針（高輪三丁目地区）」の考え方等に基づき、日本の玄関口にふさわしい、多様な交流が感じられる駅を中心とした顔の形成や、地区内の緑・歴史的資源と一体となった景観形成等を図り、国際交流拠点にふさわしい空間を形成する。</p> <p>2 良好な市街地環境を確保するため、建築物等の用途の制限を定める。</p> <p>3 質の高い都市空間を備えた魅力的な複合市街地の形成を図るため、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度など、地区区分の特性に応じて必要な建築物等に関する事項を定める。</p> <p>4 道路沿道の安全・快適な歩行者環境の形成とあわせて、周辺市街地の環境に配慮した街並み形成や風の道の確保を図るため、壁面の位置の制限及び壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。</p> <p>5 周辺環境との調和に配慮しつつ、国際交流拠点にふさわしい都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限を定める。</p> <p>6 中核的な拠点や国際交流拠点としての位置付け及び都市基盤の整備水準を勘案し、あわせて「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」等に基づき良好な市街地形成を図る場合には、将来見直すことを想定した指定容積率を、A地区は700%、B地区は500%とする。</p> <p>7 A地区及びB地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、国際競争力の向上に資する宿泊施設とする。</p> <p>8 当地区で計画される複数の建物による周辺市街地への影響について、日照、風等の観点における配慮として、建物配置の工夫により、隣棟間隔や道路からの壁面後退等の更なる確保を図る。</p>

	位置	港区高輪三丁目地内					
	面積	約14.7ha					
	土地利用に関する基本方針	<p>国内外と東京とをつなぐ広域交通結節機能の更なる拡充・強化や、国際ビジネス交流都市の持続的発展をけん引する拠点を形成するため、周辺市街地に配慮しつつ、歴史的に継承されてきた大街区を、都市機能の高度化を図りながら周辺に開かれた一体的な空間へと転換していくことで、日本の玄関口にふさわしい迎賓空間を創出するとともに、豊かな自然と業務、商業、宿泊、MICE、居住等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点を形成する。</p> <p>1 A地区は、駅前広場や国道上空デッキ等と連携し、駅近接の立地を生かした業務、商業、宿泊、MICE等、複合的な機能導入により、品川駅前にふさわしい活力、にぎわいを生み出す土地利用を図る。</p> <p>2 B地区は、A地区と連携した駅とまちをつなぐネットワーク形成とあわせ、既存のMICE、宿泊機能の集積を生かしつつ、業務、商業、居住等の導入により、緑地を中心に多様なにぎわい・交流を生み出す土地利用を図る。また、緑地1号と公園をつなぐ位置にあって、庭園とともに地区の景観を形づくってきた茶室について、保存・活用に取り組む。</p> <p>3 C地区は、品川駅と環状第4号線北側の市街地のつながりの強化とあわせ、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」に示された主要な風の道や既存の地形に配慮しつつ、品川駅前にふさわしい土地利用を図るため、業務・商業・居住機能等の導入と多様な広場空間を創出するとともに、隣接する市街地環境と調和した土地利用を図るため、地域コミュニティ活動を支える交流機能等の導入と緑地空間を創出する。</p> <p>4 D地区は、環状第4号線整備の推進とともに、A地区及びB地区と連携した歩行者ネットワークの形成や地区内外の結節点となる広場空間の形成とあわせ、多様なライフスタイルや国際化に対応した居住、生活支援機能等の導入により、住み続けられる良好な居住環境を整備するとともに、国際交流拠点にふさわしい都心居住を支える土地利用を図る。</p>					
再開発等促進区	主要な公共施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	広場1号	—	—	約400m ²	新設
		公園	公園	—	—	約8,000m ²	一部改修、一部新設(昇降施設を含む。)
		その他の公共空地	駅前広場	—	—	約2,800m ²	新設
			広場2号	—	—	約320m ²	新設(デッキレベル)
			緑地1号	—	—	約5,200m ²	新設(昇降施設を含む。)
			歩行者通路1号	6～8m	約450m	—	新設(地上、デッキレベル。植栽及び昇降施設を含む。)
歩行者通路2号	4m	約230m	—	新設(デッキレベル)			

地区整備計画	位置	港区高輪三丁目地内					
	面積	約14.7ha					
	道路	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路	地区内道路	約16～40m	約130m	—	新設
			歩行者専用道路	4～10m	約190m	—	新設
	アクセス車路		約8m	約130m	—	新設 (地上、デッキレベル)	
	その他の公共空地	地区内車路	約6m	—	—	—	新設 (地上、地下レベル)
		広場3号	—	—	—	約2,000㎡	新設 (デッキレベル)
		広場4号	—	—	—	約2,700㎡ (避難階段を除く。)	新設 (デッキレベル。 避難階段以外の昇降施設を含む。)
		広場5号	—	—	—	約2,500㎡	新設 (デッキレベル)
		広場6号	—	—	—	約2,300㎡	新設 (デッキレベル)
		広場7号	—	—	—	約700㎡	新設
		広場8号	—	—	—	約430㎡	新設
		広場9号	—	—	—	約700㎡	新設 (デッキレベル)
		緑地2号	—	—	—	約1,000㎡	新設 (公園と接続する昇降施設を含む。)
		緑地3-1号	—	—	—	約280㎡	新設
		緑地3-2号	—	—	—	約580㎡	新設 (集会場及び 昇降施設を含む。)
緑地広場		—	—	—	約1,500㎡	新設	
歩行者通路3号		5m	約350m	—	—	新設 (デッキレベル。 昇降施設を含む。)	
歩行者通路4号		4m	約140m	—	—	新設 (地上、デッキレベル。 公園と接続する昇降施設、 その他の昇降施設を含む。)	
歩行者通路5号	4m	約160m	—	—	新設 (デッキレベル。 昇降施設を含む。)		
歩行者通路6号	4m	約40m	—	—	新設 (デッキレベル)		

地区施設の配置及び規模	その他の公共空地	歩行者通路7号	4 m	約220 m	—	新設				
		歩行者通路8号	4 m	約60 m	—	新設（デッキレベル）				
		歩行者通路9号	2 m	約20 m	—	新設（昇降施設）				
		歩行者通路10号	6 m	約150 m	—	新設（植栽を含む。）				
		歩行者通路11号	2 m	約40 m	—	新設				
		歩道状空地1号	4 m	約160 m	—	新設				
		歩道状空地2号	4 m	約160 m	—	新設				
		歩道状空地3号	4 m	約240 m	—	新設				
		歩道状空地4号	2 m	約290 m	—	新設				
地区整備計画	地区の区分	名称	A地区	B地区			C地区		D地区	
				B-1地区			B-2地区	C-1地区		C-2地区
				B-1-1地区	B-1-2地区					
		面積	約3.3 ha	約0.9 ha	約3.0 ha	約4.8 ha	約2.1 ha	約0.1 ha	約0.5 ha	
	建築物等の用途の制限	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの								
	建築物の容積率の最高限度	10分の100 ただし、100分の81以上を宿泊施設の用途、100分の4以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。	—	10分の74 ただし、100分の60以上を宿泊施設の用途、100分の26以上を住宅の用途、100分の9以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。	—	10分の99 ただし、100分の2以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。	10分の5	10分の80 ただし、100分の273以上を住宅の用途、100分の2以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。		
	建築物の容積率の最低限度	—	—	10分の30	—	10分の42	10分の1	10分の32		

建築物の建蔽率の 最高限度	—	—	10分の6 ただし、建築基準法 第53条第3項第1 号又は第2号のい ずれかに該当する建 築物にあつては10 分の1を、第1号及 び第2号に該当する 建築物にあつては1 0分の2を、第53 条第6項第1号に 該当する建築物にあ つては10分の2を 加えた数値とする。	—	10分の6 ただし、建築基準 法第53条第3項 第1号又は第2号 のいずれかに該当 する建築物にあつ ては10分の1を、 第1号及び第2号 に該当する建築 物にあつては10 分の2を、第53 条第6項第1号 に該当する建築 物にあつては10 分の2を加えた数 値とする。	10分の5	10分の6 ただし、建築基準 法第53条第3項 第1号又は第2号 のいずれかに 該当する建築物にあ つては10分の1を、 第1号及び第2号 に該当する建築 物にあつては10 分の2を、第53 条第6項第1号に 該当する建築物にあ つては10分の2を 加えた数値とする。
建築物の敷地面積の 最低限度	5,000㎡	—	5,000㎡	—	5,000㎡	500㎡	4,000㎡
建築物の建築面積の 最低限度	—	—	2,000㎡ ただし、道路内の建 築物についてはこの 限りでない。	—	200㎡ ただし、道路内の 建築物については この限りでない。	50㎡	200㎡ ただし、道路内の建 築物についてはこの 限りでない。
壁面の位置の制限	<p>1 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの</p> <p>(2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの</p> <p>(3) 煙突、給排気施設の部分</p> <p>2 前項の規定は、本地区計画において壁面の位置の制限が定められた際に存する建築物について、大規模の修繕、大規模の様式替又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面の位置の制限のうち、放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合は、適用しない。</p>						
壁面後退区域に おける工作物の 設置の制限	<p>放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する壁面後退部分には、垣、柵等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、アクセス車路はこの限りでない。</p>						

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の高さの最高限度	165m 建築物の高さは、T.P.+5.0mからによる。	12m 建築物の高さは、T.P.+14.0mからによる。	165m 建築物の高さは、T.P.+5.0mからによる。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものと する。 2 屋外広告物は、建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ良好な都市景観の形成に寄与するものとする。		
	立体道路に関する事項	重複利用区域	計画図表示のとおり		
		建築物等の建築又は建設の限界	計画図表示のとおり		

容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II3（1）（3）の用途に供する部分を除くことができる。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、地区の区分、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、壁面の位置の制限、重複利用区域及び建築物等の建築又は建設の限界は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、計画的複合市街地を形成するため、地区計画を変更する。

変更概要

※ _____ は、変更箇所及び追加箇所を示す。

名称	品川駅西口地区地区計画		
事項	旧	新	摘要
<p>地区計画の目標</p>	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺市街地との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を活かし高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊などの機能の充実、居住機能の導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を活かした緑のネットワークの形成、環状第4号線の沿道における既存の歩行者の動きに配慮した南北方向のネットワーク機能の確保、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。さらに、<u>国道15号・品川駅西口駅前広場事業計画では、放射第19号線上空の空間活用や次世代型交通ターミナルの整備が示されており、これらの計画との連携が求められる。</u></p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なまちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p>	<p>本地区は、日本有数のターミナル駅である品川駅の駅前であり、広域幹線道路に面する交通至便の立地であるとともに、武蔵野台地の東端に位置し、南は御殿山から北は田町付近まで南北に連なる崖線上に位置している。江戸時代の武家屋敷等から現在の国際級ホテルの集積へと変遷してきた中で、変化に富んだ地形や緑、大街区での土地利用が維持されながら歴史観のある市街地が形成されてきた地区であり、地区周辺には戸建てや集合住宅などが立地している。一方で、駅や周辺市街地との歩行者ネットワークや地域内の回遊性が不足していることが課題となっている。</p> <p>都市再生特別措置法における特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針においては、羽田空港の国際化やリニア中央新幹線の整備を契機に、広域交通の拠点性を強化し、東京と国内外とを結ぶサウスゲートにふさわしい交通結節点を形成し、多様な機能が集積する、魅力ある新拠点を形成していくことが示されているとともに、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」においては、国際交流拠点・品川の実現に向けて、品川駅前の立地特性を<u>生かし</u>高度な利便性を備えたMICE（コンベンション機能等）、業務、観光支援、宿泊などの機能の充実、居住機能の導入の誘導、既存の崖線・緑地、高輪公園、高輪森の公園等を<u>生かした</u>緑のネットワークの形成、環状第4号線の沿道における既存の歩行者の動きに配慮した南北方向のネットワーク機能の確保、地域交通を担う西口駅前広場の再整備等が位置付けられ、段階的な更新・強化を進めていくことが示されている。さらに、「品川駅えきまちガイドライン」においては、品川駅を中心として、<u>西側、北側及び東側の三つのまちの特性を生かしながら結びつきを強化していくことで、新たな文化・技術などの革新を創出し、国際交流拠点・品川として日本の成長をけん引していくことが品川駅えきまちコンセプトとして示されている。</u>また、リニア中央新幹線や東海道新幹線、次世代モビリティ、在来線、バス・タクシー、都市高速鉄道第7号線分岐線品川駅等、多様で立体的な交通モード間をシームレスにつなぐことが示されている。あわせて、「品川駅えきまちガイドライン創造編2023」において</p>	<p>上位計画の策定等に伴う変更</p>

<p>地区計画の目標</p>	<p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」を基本として、地区中央における緑地・公園が一体となった憩いの場の形成や、駅や周辺市街地とのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p>	<p>は、<u>国道上空デッキなどの新しい基盤や、新たなモビリティなどの最先端の交通などにより、品川駅周辺のまちをつなぎ、多様な交通モードをむすび、新たな交流をつくりだすことにより、時代を先取りする新たな価値をうみだし、世界・全国へ発信し続ける品川駅えきまちエリアの将来像が示されており、これらの計画との連携が求められる。</u></p> <p>これらの位置付けを背景とし、段階的かつ一体的なまちづくりを推進することで、国際交流拠点の実現に向けた多様な都市機能の導入と緑豊かな空間の調和のとれた複合市街地を形成する。</p> <p>また、「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2020」を基本として、地区中央における緑地・公園が一体となった憩いの場の形成や、駅や周辺市街地とのアクセス性を向上させる歩行者ネットワークの形成により、地域に開かれたまちづくりを推進する。</p> <p><u>さらに、無電柱化等の減災対策や、広域避難場所としてのオープンスペースの充実、帰宅困難者一時滞在施設の整備、地区内の豊かな緑や地形、歴史的建造物の保全・継承、建築物の環境負荷低減、地域冷暖房の導入等により、防災都市・環境先進都市の実現に向けたまちづくりを推進する。</u></p>	<p>上位計画の策定等に伴う変更</p>
<p>区域の整備、開発及び保全に関する方針</p> <p>公共施設等の整備の方針</p>	<p>1 道路等の整備方針</p> <p>(3) 歩行者、自転車、自動車の交通環境を向上させるため、補助第14号線の未整備部分の拡幅整備等を行う。</p> <p>2 歩行者ネットワークの整備方針</p> <p>(3) 品川駅と、高輪台駅周辺の地域のにぎわいや緑地空間をつなぎ、環状第4号線の緑の軸を駅前に引き込む、地区のシンボルとなる緑とにぎわいのシンボルロードとして、歩行者通路1号を整備する。</p> <p>(6) 地区内外の回遊性を強化し、歩行者空間の充実を図るため、歩行者通路4号、5号、6号、7号、8号及び9号を整備する。</p> <p>(7) 地区内外の回遊性を強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキ及び歩行者専用道路を</p>	<p>1 道路等の整備方針</p> <p>(3) 歩行者、自転車及び自動車の交通環境を向上させるため、補助第14号線の未整備部分の拡幅整備等を行う。</p> <p>2 歩行者ネットワークの整備方針</p> <p>(3) 品川駅と高輪台駅周辺の地域のにぎわいや緑地空間をつなぎ、環状第4号線の緑の軸を駅前に引き込む、地区のシンボルとなる緑とにぎわいのシンボルロードとして、歩行者通路1号を整備する。</p> <p>(6) 地区内外の回遊性を強化し、歩行者空間の充実を図るため、歩行者通路4号、5号、6号、7号、8号、9号及び11号を整備する。</p> <p>(7) 地区西側から緑地1号へのアクセス性を高める、豊かな緑が連続する散策路として歩行者通路10号を整備する。</p>	<p>地区整備計画の追加に伴う変更</p>

区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>整備する。</p> <p><u>(8) 沿道の歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号、3号及び4号を整備する。</u></p> <p>3 広場の整備方針</p> <p>(1) 品川駅とのアクセス性を強化する歩行者ネットワークやにぎわいを形成するとともに、<u>次世代型交通ターミナルへのアクセス機能を確保するため、広場2号を整備する。</u></p> <p>(2) 品川駅と周辺市街地との分断を解消するため、<u>国道上空デッキの整備に協力するとともに、国道上空デッキを介して品川駅からの人の流れを受け止める広場3号、5号を整備する。</u></p>	<p><u>(8) 地区内外の回遊性を強化するため、環状第4号線を横断する歩行者デッキ及び歩行者専用道路を整備する。</u></p> <p><u>(9) 沿道の歩行者環境の向上を図るため、歩道状空地1号、2号、3号及び4号を整備する。</u></p> <p>3 広場の整備方針</p> <p>(1) 品川駅とのアクセス性を強化する歩行者ネットワークやにぎわいを形成するとともに、<u>国道上空デッキへのアクセス機能を確保するため、広場2号を整備する。</u></p> <p>(2) 品川駅と周辺市街地との分断を解消するため、<u>国道上空デッキの整備に協力するとともに、国道上空デッキを介して品川駅からの人の流れを受け止める広場3号及び5号を整備する。</u></p> <p><u>(6) 広場1号と一体的な広場空間を創出することで、周辺市街地からの人の流れを受け止めるとともに、防災性の向上や潤いとにぎわいのある街並み形成に寄与する広場8号を整備する。</u></p> <p><u>(7) 高輪森の公園と一体となったにぎわいや、既存の高低差を生かした立体的な緑化空間を形成するとともに、周辺市街地から緑地1号へのアクセス機能を担う広場9号を整備する。</u></p>	地区整備計画の追加に伴う変更
	建築物等の整備の方針	<p>7 A地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、国際競争力の向上に資する宿泊施設とする。</p>	<p>7 A地区及びB地区で整備する宿泊の用途に供する部分は、国際競争力の向上に資する宿泊施設とする。</p> <p>8 当地区で計画される複数の建物による周辺市街地への影響について、日照、風等の観点における配慮として、<u>建物配置の工夫により、隣棟間隔や道路からの壁面後退等の更なる確保を図る。</u></p>	地区整備計画の追加に伴う変更

再開発等促進区	土地利用に関する基本方針	<p>国内外と東京とをつなぐ広域交通結節機能の更なる拡充・強化や、国際ビジネス交流都市の持続的発展を牽引する拠点を形成するため、周辺市街地に配慮しつつ、歴史的に継承されてきた大街区を、都市機能の高度化を図りながら周辺に開かれた一体的な空間へと転換していくことで、日本の玄関口にふさわしい迎賓空間を創出するとともに、豊かな自然と業務、商業、宿泊、MICE、居住等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点を形成する。</p> <p>1 A地区は、駅前広場や国道上空デッキ、次世代型交通ターミナル等と連携し、駅近接の立地を生かした業務、商業、宿泊、MICE等、複合的な機能導入により、品川駅前にふさわしい活力、にぎわいを生み出す土地利用を図る。</p> <p>2 B地区は、A地区と連携した駅とまちとをつなぐネットワーク形成とあわせ、既存のMICE、宿泊機能の集積を生かしつつ、業務、商業、居住等の導入により、緑地を中心に多様なにぎわい・交流を生み出す土地利用を図る。</p> <p>4 D地区は、環状第4号線整備の推進とともに、A地区・B地区と連携した歩行者ネットワークの形成や地区内外の結節点となる広場空間の形成とあわせ、<u>居住機能等の導入を図る。</u></p>					<p>国内外と東京とをつなぐ広域交通結節機能の更なる拡充・強化や、国際ビジネス交流都市の持続的発展を<u>けん引</u>する拠点を形成するため、周辺市街地に配慮しつつ、歴史的に継承されてきた大街区を、都市機能の高度化を図りながら周辺に開かれた一体的な空間へと転換していくことで、日本の玄関口にふさわしい迎賓空間を創出するとともに、豊かな自然と業務、商業、宿泊、MICE、居住等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点を形成する。</p> <p>1 A地区は、駅前広場や国道上空デッキ等と連携し、駅近接の立地を生かした業務、商業、宿泊、MICE等、複合的な機能導入により、品川駅前にふさわしい活力、にぎわいを生み出す土地利用を図る。</p> <p>2 B地区は、A地区と連携した駅とまちとをつなぐネットワーク形成とあわせ、既存のMICE、宿泊機能の集積を生かしつつ、業務、商業、居住等の導入により、緑地を中心に多様なにぎわい・交流を生み出す土地利用を図る。また、<u>緑地1号と公園をつなぐ位置</u>にあって、庭園とともに地区の景観を形づくってきた茶室について、保存・活用に取り組む。</p> <p>4 D地区は、環状第4号線整備の推進とともに、A地区及びB地区と連携した歩行者ネットワークの形成や地区内外の結節点となる広場空間の形成とあわせ、<u>多様なライフスタイルや国際化に対応した居住、生活支援機能等の導入により、住み続けられる良好な居住環境を整備するとともに、国際交流拠点にふさわしい都心居住を支える土地利用を図る。</u></p>					地区整備計画の追加に伴う変更																							
		<p>主要な公共施設の配置及び規模</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">その他の公共空地</td> <td>緑地1号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 5,000㎡</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>歩行者通路1号</td> <td>6～8m</td> <td>約 450m</td> <td>—</td> <td>新設 (地上、デッキレベル。植栽、昇降施設を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	その他の公共空地	緑地1号		—	—	約 5,000㎡	新設	歩行者通路1号	6～8m	約 450m	—	新設 (地上、デッキレベル。植栽、昇降施設を含む。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>幅員</th> <th>延長</th> <th>面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緑地1号</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約 5,200㎡</td> <td>新設 (昇降施設を含む。)</td> </tr> <tr> <td>歩行者通路1号</td> <td>6～8m</td> <td>約 450m</td> <td>—</td> <td>新設 (地上、デッキレベル。植栽及び昇降施設を含む。)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	幅員	延長	面積	備考	緑地1号	—	—	約 5,200㎡	新設 (昇降施設を含む。)	歩行者通路1号	6～8m	約 450m
種類	名称	幅員	延長	面積	備考																														
その他の公共空地	緑地1号	—	—	約 5,000㎡	新設																														
	歩行者通路1号	6～8m	約 450m	—	新設 (地上、デッキレベル。植栽、昇降施設を含む。)																														
名称	幅員	延長	面積	備考																															
緑地1号	—	—	約 5,200㎡	新設 (昇降施設を含む。)																															
歩行者通路1号	6～8m	約 450m	—	新設 (地上、デッキレベル。植栽及び昇降施設を含む。)																															

面積		約13.9ha					約14.7ha					地区整備計画の追加に伴う変更	
地区施設 の配置 及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考	名称	幅員	延長	面積	備考		
	その他の 公共空地	—	—	—	—	—	—	広場8号	二	二	約430m ²		新設
		—	—	—	—	—	—	広場9号	二	二	約700m ²		新設 (デッキ レベル)
		—	—	—	—	—	—	歩行者通路 10号	6m	約150m	二		新設 (植栽を含む。)
		—	—	—	—	—	—	歩行者通路 11号	2m	約40m	二	新設	
歩道状空地 4号		2m	約190m	—	—	新設	歩道状空地 4号	2m	約290m	—	新設		
地区の 区分	名称	B地区					B地区					地区整備計画の追加に伴う変更	
	面積	約8.4ha					B-1地区				B-2地区		
		B-1-1地区		B-1-2地区			約0.9ha			約3.0ha	約4.8ha		
		—					—	10分の74 ただし、100分の60以上を宿泊施設の用途、100分の26以上を住宅の用途、100分の9以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。					—
建築物の 容積率の 最高限度	—					—	10分の30				—		
建築物の 容積率の 最低限度	—					—	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を、第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。				—		
建築物の 建蔽率の 最高限度	—					—	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を、第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。				—		

建築物の敷地面積の最低限度	二	二	5,000㎡	二
建築物の建築面積の最低限度	二	二	2,000㎡ ただし、道路内の建築物についてはこの限りでない。	二
地区の区分	名称	C地区		C地区
		C-1地区	C-2地区	C-1地区 C-2地区
建築物の建蔽率の最高限度	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1、同項第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。	10分の5	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、第1号及び第2号に該当する建築物にあっては10分の2を、第53条第6項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。	10分の5
建築物の建築面積の最低限度	200㎡	50㎡	200㎡ ただし、道路内の建築物についてはこの限りでない。	50㎡
地区の区分	名称	D地区		
	面積	約0.5ha		
建築物等の用途の制限	—	次に掲げる用途の建築物は建築してはならない。 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するもの 2 カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
建築物の容積率の最高限度	—	10分の80 ただし、100分の273以上を住宅の用途、100分の2以上を一時滞在施設の用途に供するものとする。		
建築物の容積率の最低限度	—	10分の32		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度	—	10分の6 ただし、建築基準法第53条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する建築物にあつては10分の1を、第1号及び第2号に該当する建築物にあつては10分の2を、第53条第6項第1号に該当する建築物にあつては10分の2を加えた数値とする。	地区整備計画の追加に伴う変更
		建築物の敷地面積の最低限度	—	4,000㎡	
		建築物の建築面積の最低限度	—	200㎡ ただし、道路内の建築物についてはこの限りでない。	
		壁面の位置の制限	—	1 建築物の外壁、これに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物はこの限りではない。 (1) 歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける歩行者デッキ、階段、エスカレーター、エレベーター等及びこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するもの (2) 歩行者の快適性及び安全性を高めるために設ける屋根、ひさし、落下防止柵その他これらに類するもの (3) 煙突、給排気施設の部分 2 前項の規定は、本地区計画において壁面の位置の制限が定められた際に存する建築物について、大規模の修繕、大規模の模様替又は用途の変更をする場合並びに計画図に示す壁面の位置の制限のうち、放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する制限を越えない範囲での増築、改築又は移転をする場合は、適用しない。	

地区整備計画	建築物等に関する事項	壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	<u>放射第19号線、環状第4号線及び補助第14号線に面する壁面後退部分には、垣、柵等通行の妨げとなるような工作物を設置してはならない。ただし、アクセス車路はこの限りでない。</u>	地区整備計画の追加に伴う変更
		建築物等の高さの最高限度	—	<u>165m</u> 建築物の高さは、T.P.+5.0mからによる。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	<u>1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、街並み形成に配慮するなど周辺環境と調和したものとする。</u> <u>2 屋外広告物は、建築物と一体のもの、歩行者空間と調和のとれたものなどとし、設置位置、形態、規模、意匠などについて十分配慮がなされ良好な都市景観の形成に寄与するものとする。</u>	

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

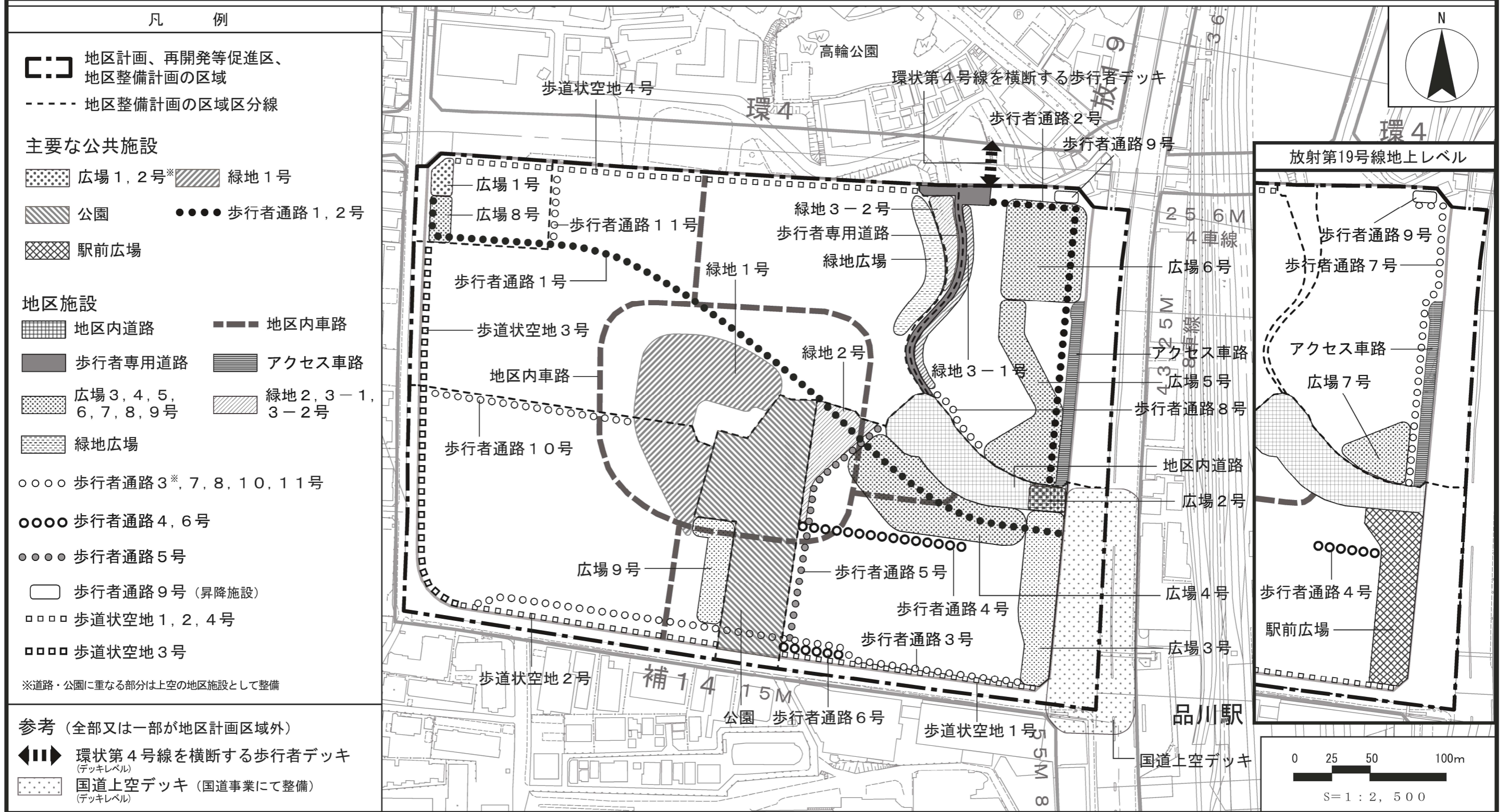
計画図 1



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1720号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）6都市基交都第247号、令和7年1月6日
 （承認番号）6都市基交都第63号、令和7年1月9日

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

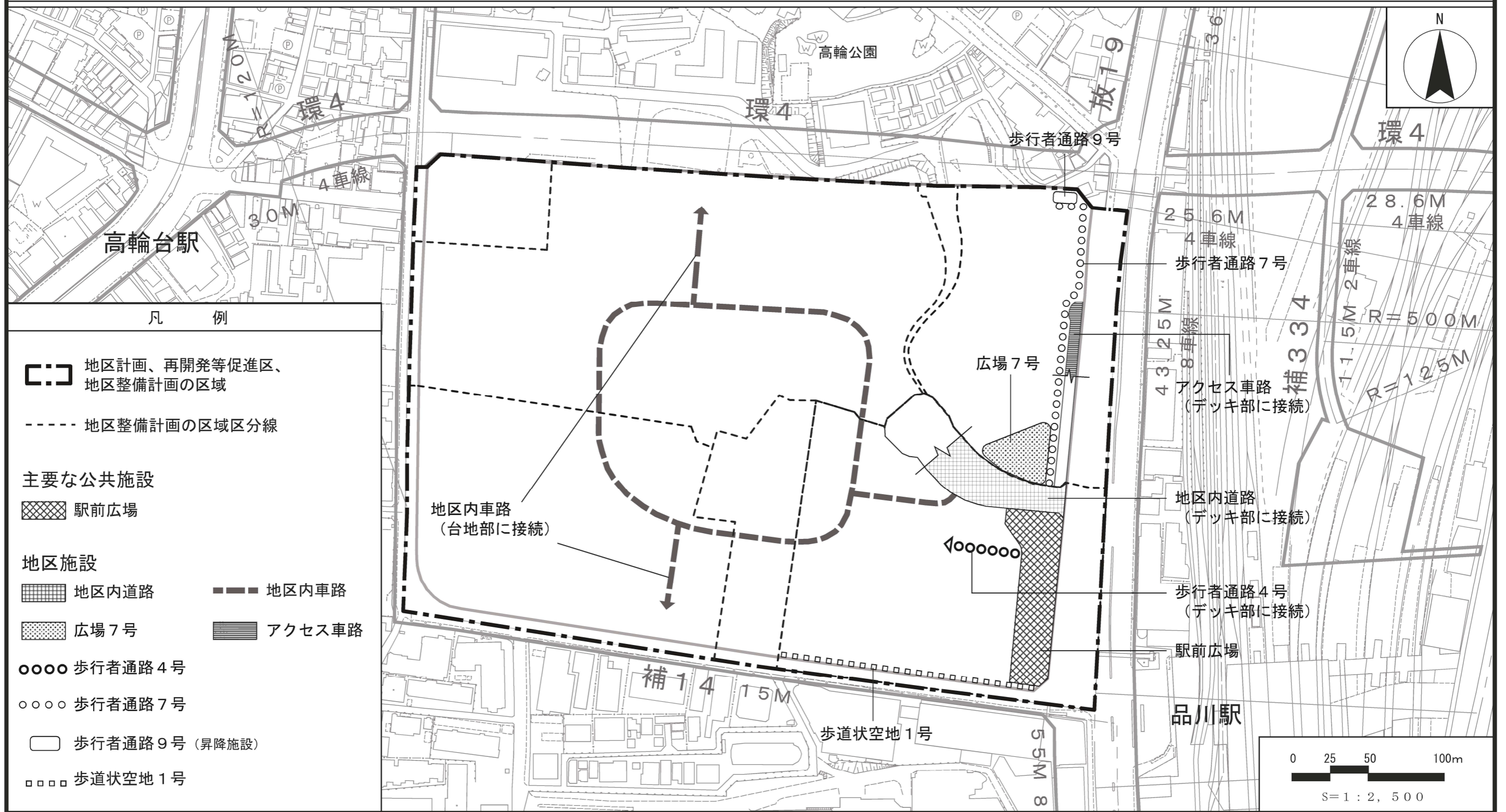
計画図 2 【全体図】



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1720号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 6都市基街都第247号、令和7年1月6日
 (承認番号) 6都市基交都第63号、令和7年1月9日

東京都市計画地区計画 品川駅西口地区地区計画

計画図 2-1 【地上部・地下部】



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（6都市基交第1720号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 6都市基街都第247号、令和7年1月6日
 (承認番号) 6都市基交都第63号、令和7年1月9日